

答 申 第 3 0 3 号

平成21年10月8日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成20年7月22日付け安整第642号-1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成20年6月19日付けで異議申立人から提起された、平成20年6月17日付け安整第523号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書の不開示とした情報のうち、別表の審査会の判断欄に「開示」と表記した情報を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成20年6月17日付け安整第523号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 耐震偽装はノウハウではない。勝山小学校は災害時の避難場所であるから、大地震で校舎が倒壊しないだけでなく、校舎が傾くことがないような耐震強度が必要である。耐震強度は建築基準法（昭和25年法律第201号）の基準の1.25倍であることは平成19年7月20日付けきょなん議会だより80号で明らかとなっているが、建築確認の変更申請時に変更されていることも明らかとなっている。また、校舎の位置も変更となっており、支持杭の位置が変更されていないことから、校舎の北東角部は1m以上位置のズレがあることから、耐震偽装は明らかである。
- (2) 建築士事務所の耐震偽装は設計のノウハウではなく、全部開示するのが公益である。
- (3) 建築計画概要書は誰でも閲覧でき、その配置図から校舎の床の高さは300mm（0.3m）であることが明らかであるのに、建築確認の申請書の第四面では部分開示とし、その理由は「ノウハウ」であるからとしている。何でも「ノウハウ」として開示しないのは、耐震偽装の隠ぺい、又は、耐震偽装の校舎を建築確認済とした県職員の職権濫用の隠ぺいのためである。鋸南町長は床の高さが300mmであることを開示している。
- (4) 意匠図の1階平面図、塔屋平面図、立面図を開示しないのは、建築費用を安くするためのもので、入札仕様の変更である。当初の入札をやり直さず、落札者への利益供与を隠すものである。
- (5) 図面番号はA1からA38まで連番でなければならず、抜けている番号の図面を隠している。
- (6) H19-115号の構造関係図面は「C-〇番」である。決定書ではすべて「C〇番」と改ざんしていた。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 行政文書の開示請求について

異議申立人は、実施機関に対し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、平成20年5月28日付けで「平成19年4月11日第H19-224号で受付た鋸南町立勝山小学校の建築確認の申請書（添付書類含む。）」の開示を求める開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 行政文書の特定及び本件決定について

実施機関は、本件請求に係る行政文書として第H19確認建築千葉県000115号の建築確認申請図書一式を特定し、本件決定を行った。

3 本件決定の取消し及び再決定について

実施機関は、本件決定について、不開示とした部分に開示すべき情報があったこと等を理由に一部を取り消し、改めて平成20年10月22日付け安整第1100号による行政文書部分開示決定（以下「本件再決定」という。）を行った。

4 不開示の理由について

(1) 条例第8条第2号該当性

ア 実施機関が本件再決定において、条例第8条第2号に該当するとして不開示としたボーリング柱状図中の地質調査会社の担当者（主任技師、現場代理人、コア鑑定者及びボーリング責任者）の氏名及び合併処理浄化槽概要書中の浄化槽設備士の氏名は、特定の個人を識別することができる情報である。

イ これらの氏名は、当該担当者及び浄化槽設備士が、法人の役員であるかは不明であり、法人の社員の氏名は一般に公にされる情報ではないため不開示とした。

(2) 条例第8条第3号該当性

ア 実施機関が本件再決定において、条例第8条第3号に該当するとして不開示とした部分（合併処理浄化槽概要書中の法人の代表者の印影及び構造計算書中の地質調査資料を除く。）は、建築主から依頼を受けた法人である建築士事務所が行った設計に係る情報である。法人である建築士事務所は、その所属する建築士が建築基準法の範囲内で、建築主の需要にこたえ、間取りや外観等について経済性及び安全性等を考慮し、建築士の経験、技量に基づいて設計するものである。これらの情報が明らかになれば建築士事務所に所属する建築士の持つデザイン上、設計技術上のノウハウが明らかになり、当該建築士事務所の競争上又は事業運営上の地位に不利益を与えられとされる。

イ 合併処理浄化槽概要書で不開示とした法人の代表者の印影は、会社の設立登記の際に届け出られ、印鑑証明の対象となる印であり、当該法人の意思を法人の代表機関として表示する際に使用されるものである。また、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のもので、これにふさわしい形状を有し、契約書等重要書類に使用するものとして、特別な管理をしている印鑑であると推認され、当該法人の事業活動における内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

ウ 合併処理浄化槽概要書、合併処理浄化槽型式適合認定書、合併処理浄化槽型式適合認定書別添仕様書及び図面並びに設計計算書は、建築士事務所が行った設計に係る情報のほか、浄化槽の製造・設計業者が設計した合併処理浄化槽の情報が記載されている。これらの合併処理浄化槽の設計に係る情報は、当該法人の生産技術上又は設計技術上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

エ 構造計算書を構成する文書である地質調査資料（液状化検討結果）は、地質調査会社が建築主の需要にこたえ、ボーリング調査により採取した試料から調査地の土質及び地層の構成を分析し、考察した内容が記載されており、これらの情報は、地質調査会社が調査及び分析をし、報告書を作成する技術上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

5 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、建築士事務所の耐震偽装は設計のノウハウではなく、全部開示するのが公益であると主張するが、耐震偽装であるか否かはともかく、不開示とした理由は、上記4で説明したとおりである。

(2) 異議申立人は、建築計画概要書は誰でも閲覧でき、その配置図から校舎の床の高さは300mm（0.3m）であることが明らかであるのに、建築確認の申請書の第四面では部分開示とし、その理由は「ノウハウ」であるからとしていると主張するが、建築計画概要書の配置図に記載されている床の高さは建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）で明示すべき内容とされている校舎周囲の地盤面±0から床までの高さを表示したものであり、一方、確認申請書第四面の「居室の床の高さ」欄は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第22条第1号に規定する床の直下の地盤面から床の上面までの高さを記載するものである。

したがって、確認申請書第四面に記載されている「居室の床の高さ」は、建築計画概要書に記載されている数値とは異なる情報であり、設計上のノウハウに係るものであると判断して不開示とした。

(3) 異議申立人は、図面番号はA1からA38まで連番でなければならず、抜けている番号の図面を隠しているとして主張するが、建築基準法に基づく確認の申請には、建築基準法施行規則第1条の3の規定により必要な図書及び書類が定められており、特定した行政文書以外に開示請求に係る行政文書は存在しない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立てについて

(1) 本件請求及び本件決定については、前述の実施機関の説明要旨1及び2のとおりである。

(2) 異議申立人は、平成20年6月19日付けで本件決定の取消しを求める異議申立

てを行ったものである。

2 本件請求に係る行政文書等について

(1) 本件請求に係る行政文書は、実施機関が鋸南町長から平成19年4月11日に收受した鋸南町立勝山小学校の校舎等（以下「本件建築物」という。）に係る建築基準法第6条第1項の規定による建築確認申請図書一式（以下「本件文書」という。）である。

(2) 実施機関は、前述の実施機関の説明要旨3のとおり本件決定の一部を取り消し、本件再決定を行っている。

そこで、当審査会では、別表「不開示情報一覧」に掲げる本件再決定において実施機関が不開示とした情報について、条例第8条各号該当性を検討する。

3 条例第8条第2号該当性について

(1) 条例第8条第2号本文該当性について

実施機関が条例第8条第2号に該当するとして不開示とした情報は、ボーリング柱状図中の地質調査会社の担当者（主任技師、現場代理人、コア鑑定者及びボーリング責任者）の氏名及び合併処理浄化槽概要書中の浄化槽設備士の氏名（以下「本件担当者氏名等」という。）である。

本件担当者氏名等は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、事業を営む個人の当該事業に関する情報とは認められないため、条例第8条第2号本文に該当する。

(2) 条例第8条第2号ただし書該当性について

条例第8条第2号本文に該当する情報であっても、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については、条例第8条第2号ただし書イの規定により、不開示情報から除かれている。

実施機関は、本件担当者氏名等について、いずれも本件再決定時において法令等の規定により又は慣行として公にされていないと説明する。

しかしながら、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第30条は、浄化槽工事業者は、国土交通省令の定めるところにより、その営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならないと規定しており、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和60年建設省令第6号）第9条は、浄化槽法第30条の規定により浄化槽工事業者が掲げる標識の記載事項は、氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名、登録番号及び登録年月日、浄化槽設備士の氏名とすると規定している。

そうすると、本件担当者氏名等のうち浄化槽設備士の氏名は、法令等の規定により公にされている情報であると解するのが相当であり、条例第8条第2号ただし書イに該当し、同号に規定する不開示情報に該当しない。

本件担当者氏名等のうち浄化槽設備士の氏名以外の情報については、実施機関の説明を覆す事情もないため、条例第8条第2号ただし書イに該当しないと判断する。

また、本件担当者氏名等は、条例第8条第2号ただし書ロ、ハ及びニに該当しない。

4 条例第8条第3号該当性について

実施機関は、本件再決定において不開示とした本件担当者氏名等以外の情報（以下「本件法人情報」という。）について、条例第8条第3号イに該当すると説明するので、以下、本件法人情報の条例第8条第3号イ該当性について検討する。

(1) 条例第8条第3号イの判断基準

条例第8条第3号イは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報として定めている。

ここでいう「権利、競争上の地位その他正当な利益」とは、法的保護に値する権利一切、ノウハウ、信用等の法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位及び事業運営上の地位も広く含むものである。

また、条例第8条第3号イの「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質に応じ当該法人等又は当該個人の権利の保護の必要性や当該法人等又は当該個人と県との関係などを十分考慮しなければならず、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

以上のような判断基準により、本件法人情報の条例第8条第3号イ該当性について、以下、具体的に検討する。

(2) 本件法人情報の条例第8条第3号イ該当性について

ア 建築士事務所の正当な利益を害するとして不開示とした情報について

(ア) 実施機関は、本件法人情報（合併処理浄化槽概要書に記録された法人の代表者の印影及び構造計算書中の地質調査資料に記録された情報を除く。）は建築主から依頼を受けた法人である建築士事務所が行った設計に係る情報であり、これらの情報が明らかになれば当該建築士事務所に所属する建築士の持つデザイン上、設計技術上のノウハウが明らかになり、当該建築士事務所の競争上又は事業運営上の地位に不利益を与えると説明する。

(イ) 実施機関の説明するとおり、本件文書は全般にわたって当該建築士事務所が行った設計に係る情報が記録されており、設計者がその蓄積された建築設計に関する知識、技術、経験等を用いて、建築主の要望やコスト等を踏まえつつ、構造耐力上の安全性等を考慮しながら作成したものであると認められる。

(ウ) 一方で、本件文書に記録されているような建築確認申請に係る情報については、建築基準法第93条の2の規定により、一部の情報が建築計画概要書として閲覧に供されている。

また、本件のように建築確認申請に係る建築物が公共の建物の場合、建築主によって、実質的に一部の情報が公になっていることも考えられる。

このような情報は、建築士事務所が行った設計に係る情報であっても、公にすることにより、当該建築士事務所の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、開示しなければならない。

(エ) 本件法人情報のうち、確認申請書に記録された居室の床の高さ（以下「本件

居室の床の高さ」という。)について、異議申立人は、誰でも閲覧できる本件建築物の建築計画概要書に添付されている配置図(以下「本件配置図」という。)に記載されており、鋸南町長は開示している旨の主張をしている。

これに対し、実施機関は、本件配置図に記載されている床の高さは、校舎周囲の地盤面から床までの高さを表示したものであるが、確認申請書第四面の「居室の床の高さ」欄には、建築基準法施行令第22条第1号の規定より、最下階の居室が木造である場合に床の直下の地盤面から床の上面までの高さを記載するものであって、本件配置図に記載されている情報とは異なる情報であると説明する。

しかしながら、本件居室の床の高さに類似した情報と認められる校舎周囲の地盤面から床までの高さが記載された本件配置図が建築基準法に基づき閲覧に供されている状況において、本件居室の床の高さを公にすることにより、当該建築士事務所の正当な利益を害すると判断するに足りる特段の事情は認められない。

よって、本件居室の床の高さは、公にすることにより、当該建築士事務所の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第8条第3号イに該当しない。

(ウ) 本件法人情報のうち、1階平面図(合併処理浄化槽の設計計算書に添付された1階平面図を含む。以下「本件1階平面図」という。)に記載された建築物内部の寸法、室の名称、設備・備品等の名称(階段部分に表記された記載を含む。)(以下「本件室の名称等」という。)については、建築基準法に基づき閲覧に供されている本件配置図に本件建築物の1階の間取り、寸法等の情報が記載されていることから、本件再決定において実施機関がすでに開示している本件1階平面図に記載された間取り、寸法等の情報から容易に推知される情報であり、また、用途が小学校であるという本件建築物の性質をかんがみると、教師、児童、保護者等多数の者が知り得る情報である。

よって、本件室の名称等は、公にすることにより、当該建築士事務所の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第8条第3号イに該当しない。

(エ) 本件法人情報のうち、2階平面図・塔屋平面図(合併処理浄化槽の設計計算書に添付された2階平面図・塔屋平面図を含む。)に記載された情報から屋根の材質を除いた部分(以下「本件2階平面図等」という。)については、当審査会で見分したところ、上記(ウ)で判断した本件1階平面図と同様に、本件建築物の間取りや寸法を記録した図面であると認められる。

実施機関は、平面図などの設計図面は当該建築士事務所が行った設計に係る情報であり、本来は条例第8条第3号イに該当し開示しない情報であるが、本件再決定においては、建築基準法に基づき閲覧に供されている本件配置図に本件建築物の1階の間取り、寸法等の情報が記載されていたため、本件1階平面図の間取り等の情報を開示したと説明する。

しかしながら、本件建築物の1階の間取り、寸法等の情報が、既に建築基準

法に基づき閲覧に供されている状況において、本件1階平面図と同様の情報が記録されている図面と認められる本件2階平面図等を公にすることにより、当該建築士事務所の正当な利益を害すると判断するに足りる特段の事情は認められない。

よって、本件2階平面図等は、公にすることにより、当該建築士事務所の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第8条第3号イに該当しない。

(キ) 本件法人情報のうち、立面図（以下「本件立面図」という。）に記録された情報は、建築基準法第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた本件建築物の外観を表したものであり、完成後に不特定多数の者が目視により確認できる情報であることを承知の上で作成された図面であると判断するのが相当であり、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

よって、本件立面図は、公にすることにより、当該建築士事務所の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第8条第3号イに該当しない。

(ク) 実施機関が当該建築士事務所の正当な利益を害するとして不開示としたそのほかの本件法人情報については、公にすることにより、当該建築士事務所に所属する建築士の持つデザイン上、設計技術上のノウハウが明らかになり、当該建築士事務所の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第8条第3号イに該当する。

イ 法人の代表者の印影について

実施機関が不開示とした法人の代表者の印影を見分したところ、認証的機能を有し法人の契約書類等の重要書類にも使用するものとして特別な管理をしている印鑑の印影と推認される。

よって、これを公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第8条第3号イに該当する。

ウ 合併処理浄化槽の製造・設計業者の正当な利益を害するとして不開示とした情報について

本件法人情報のうち、実施機関が合併処理浄化槽の製造・設計業者の正当な利益を害するとして不開示とした情報（合併処理浄化槽の設計計算書に添付された1階平面図及び2階平面図・塔屋平面図に記録された情報を除く。）は、すべて上記ア(ク)で判断した情報に含まれており、当該合併処理浄化槽の製造・設計業者の正当な利益を害するかどうかを判断するまでもなく、公にすることにより、当該建築士事務所の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第8条第3号イに該当する。

なお、合併処理浄化槽の設計計算書に添付された1階平面図及び2階平面図・塔屋平面図は、当該建築士事務所に所属する建築士が作成したものであり、当該合併処理浄化槽の製造・設計業者のノウハウが記録されているとは認められず、また、当該図面に記録されている情報は、上記ア(オ)及び(カ)で判断したとおり、公にすることにより、当該建築士事務所の正当な利益を害するおそれがあるとも認められないことから、条例第8条第3号イに該当しない。

エ 地質調査会社の正当な利益を害するとして不開示とした情報について

本件法人情報のうち、実施機関が地質調査会社の正当な利益を害するとして不開示とした情報は、当該地質調査会社がボーリング調査により採取した試料を詳細に分析し、その結果を基に独自に考察した具体的な内容であり、当該地質調査会社が建築主の需要にこたえる調査報告書を作成するための技術上のノウハウが明らかになる情報と認められる。

よって、これを公にすることにより、当該地質調査会社の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第8条第3号イに該当する。

5 条例第10条該当性について

- (1) 異議申立人は、建築士事務所の耐震偽装は設計のノウハウではなく、全部開示するのが公益であると主張するので、本件法人情報のうち、上記4で当該建築士事務所の正当な利益を害するおそれがあると認められ条例第8条第3号イに該当すると判断した情報（以下「本件建築士事務所に関する情報」という。）の条例第10条該当性について検討する。
- (2) 条例第10条の「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第8条各号の不開示情報の規定に該当する情報であるが、実施機関の高度の行政的な判断により、当該情報を公にすることに、当該情報を開示しないことにより保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合をいう。
- (3) 当審査会で実施機関に確認したところ、本件建築物については、提出された図書を審査した結果、建築基準関係規定に適合しており、異議申立人の主張する耐震偽装は認められないとのことであり、実施機関の説明を覆す事情も認められない。
- (4) そうすると、本件建築士事務所に関する情報を公にすることに、当該情報を開示しないことにより保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認めることはできない。

6 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

7 結論

以上のとおり、実施機関が不開示とした情報のうち、別表の審査会の判断欄に「開示」と表記した情報については、条例第8条第2号又は第3号に該当しないので開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
20. 7. 23	諮問書の受理
20. 9. 5	実施機関の理由説明書の受理
20. 11. 10	異議申立人の意見書の受理
21. 2. 20	審議
21. 3. 27	審議 実施機関から不開示理由の聴取
21. 5. 19	審議
21. 6. 23	審議
21. 7. 21	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成21年7月21日現在)